

草津町小規模工事等契約希望者登録制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、草津町が発注する小規模な工事及び修繕等（以下「小規模工事等」という。）において、草津町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていない町内の小規模業者を積極的に活用することにより、その受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下、「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、1件の契約金額が工事は200万円まで、業務委託は100万円、それ以外は50万円未満までのものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することが出来る者は、町内に主たる事業所又は住所を有する者とし、適法の範囲内であれば個人、法人、建設業許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

(登録できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、契約希望者として登録することができない。

- (1) 草津町内に主たる事業所又は住所を有しない者。
- (2) 草津町建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3) 町税を滞納している者。
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格又は免許を有しない者。
- (5) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者。

(登録できる工事等の種類)

第5条 小規模工事等の契約希望者として登録できる工事等を申請書に記載する際の種類は別表に掲げるもの等とする。

(登録申請の方法等)

第6条 登録を希望する者は、草津町小規模工事等契約希望者登録申請書（別紙様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。

(1) 法人事業者の登録

- ア 希望する業種を履行するために必要な書類、免許等証明する書類の写し
- イ 町税の完納証明書（申請時に3ヶ月以内のもの）
- ウ 商業登記簿謄本（申請時に3ヶ月以内のもの）
- エ 代表者の印鑑証明書
- オ その他町長が必要と認める書類

(2) 個人事業者の登録

- ア 希望する業種を履行するために必要な書類、免許等を証明する書類の写し
- イ 町税の完納証明書（申請時に3ヶ月以内のもの）
- ウ 身分証明書（申請時に3ヶ月以内のもの）
- エ 契約希望者本人の印鑑証明書
- オ その他町長が必要と認める書類

- 2 登録申請の受付期間は、当該登録の有効期間の満了日の属する年において、町長が別に定める。
- 3 町長は、第1項の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、登録名簿に登録するものとする。また、登録名簿は、一般にも公開するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は2年間とし、以後申請に基づいて改めて登録するものとする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以降最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効期間とする。

(登録内容の変更等)

第8条 登録名簿に記載された者は、登録事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、小規模工事等契約希望者登録事項変更・廃止届（別紙様式第2号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第9条 町長は、登録名簿に記載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消す事ができる。

- (1) 第4条に該当した場合
- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど、不正又は不誠実な行為があった場合。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成22年11月 1日より施行する。
- 2 第7条の規定による登録の有効期間は、本要綱の施行日以降最初の1回に限り、平成23年1月1日から平成25年3月31日までの2年3ヶ月間とする。
- 3 この要綱は平成30年12月 1日より施行する。
- 4 この要綱は令和 2年 4月 1日より施行する。
- 5 この要綱は令和 7年 4月 1日より施行する。